

一般国道 155 号改築工事（愛知県小牧市大字大草字丸根地内から同県同市城山四丁目地内まで）及びこれに伴う市道付替工事に関する事業認定理由

平成 15 年 12 月 22 日に愛知県より申請のあった一般国道 155 号改築工事（愛知県小牧市大字大草字丸根地内から同県同市城山四丁目地内まで）及びこれに伴う市道付替工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

#### 1 土地収用法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

本件事業のうち、一般国道 155 号改築工事（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 2 号に掲げる一般国道に関する工事であり、本体工事の施工により従来の機能の維持が困難となる市道の付替工事（以下「関連工事」という。）は、同法同条第 4 号に掲げる市町村道に関する工事であることから、ともに土地収用法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

#### 2 土地収用法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

本件事業は、一般国道 155 号（以下「本路線」という。）における愛知県春日井市大泉寺町大西地内から同県小牧市城山四丁目地内までの区間（以下「本件区間」という。）に係る改築事業であるところ、本路線は、道路法の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 163 号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、本件事業は、改正法附則第 3 項の規定に基づく一般国道の改築工事であると認められる。

また、道路法第 13 条第 1 項は、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理について「政令で指定する区間内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う」と規定するところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和 33 年政令第 164 号）による指定を受けていないことから、愛知県が管理を行うものである。

よって、愛知県は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

#### 3 土地収用法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

### ( 1 ) 申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、本件区間について、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 3 種第 2 級の規格に基づく 4 車線のバイパス道路を建設する事業である。

本路線は、名古屋都心 20km 圏を外周し、名古屋都心から放射状に延びる主要幹線道路を環状に結ぶ重要な幹線道路である。

本路線沿線の愛知県小牧市及びその周辺地域では、沿道に機械、金属、電気等の大型工場及び物流ターミナルが立地し大型車交通が増加したことに加え、同市東部に新住宅市街地開発事業として施行された、桃花台ニュータウンへの自動車交通に対処するため、平成 3 年度までに桃花台ニュータウンから一般国道 41 号までの区間に本路線のバイパス道路が 4 車線で供用開始されたが、桃花台ニュータウンから一般国道 19 号方面へ向かう車両が本件区間に係る現道（以下「現道」という。）へアクセスするためには、極端な迂回を強いられた上に、3 箇所の交差点で屈折を行うため各交差点においては、朝夕のラッシュ時を中心として交通渋滞が発生している状況である。

本件区間の完成により、既に供用されている本路線のバイパス区間と併せて、一般国道 19 号と同 41 号の間が 4 車線道路により結ばれ、大型車をはじめとする通過交通の多くがバイパス道路へ転換することが見込まれることから、これまで桃花台ニュータウンと一般国道 19 号を結ぶ迂回路で生じていた交通渋滞が緩和されることはもとより、通過交通と生活交通を分散させ、現道における交通混雑を緩和し、輸送力の増強、所要時間の短縮、車両走行経費の節減に寄与するものと認められる。

なお、本件事業は昭和 43 年 8 月 23 日及び昭和 47 年 3 月 10 日に都市計画決定された事業であり、事業計画の基本的内容は当該都市計画と整合しているものである。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

### ( 2 ) 申請事業の施行により失われる利益について

一方、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び愛知県環境影響評価条例（平成 10 年条例第 47 号）の対象事業に該当しないことから、環境影響評価は実施されていないが、本件事業は、大部分が住家のない農地部で施行され、さらに自転車歩行者道に植樹帯（幅員 1.5 m）を設けるなど、良好な生活環境の確保を図ることとしているため、地域社会への影響は小さいものと考えられる。

また、本件区間は、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）及び自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき指定された区域が含まれていないこと等から、自然環境に与える影響は小さいと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### ( 3 ) 比較衡量

( 1 ) で述べた得られる公共の利益と ( 2 ) で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

#### 4 土地収用法第 20 条第 4 号の要件への適合性について

##### ( 1 ) 申請事業を早期に施行する必要性

3 ( 1 ) で述べたように、本件区間が未完成のため本路線沿線の桃花台ニュータウンと一般国道 19 号を結ぶ迂回路では交通渋滞が発生しており、周辺地域の住民生活と経済活動に大きな支障となっていることから、本件事業を早期に施行し、本路線の幹線道路としての機能を早急に確保する必要性があると認められる。

##### ( 2 ) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等の規格に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、本体工事及び関連工事により恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられており、その余の部分については使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

##### ( 3 ) 収用し又は使用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

1 から 4 までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第 20 条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第 20 条の規定に基づき、事業の認定をするものである。